

「平成28年度第5回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成29年2月8日（水） 11:00～11:30

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

「ホームプラザナフコ城南店」の変更届出に対する本市の意見案について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

「ホームプラザナフコ城南店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 「緑化の保全及び緑化の推進に関する条例」の趣旨に基づき、緑化の推進に努めること。また、環境・景観面への配慮の観点から、樹木の植栽等の検討をお願いする。
 - (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むとともに、地域住民等との良好なコミュニケーションと連携のもと、地域の実情に即した地域貢献に努めること。

〔質 疑〕

- A棟とB棟の間に市道があり、買い物される方の行き来があると思うが、ここに横断歩道はないのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 一般店舗のための横断歩道の設置は基本的に検討しない。店舗であれば通路の色付けで明示したり、横断指導線のような形で設置したりすることはあるが、この道路は、ほぼ通り抜けがなく、また、現在の利用状況からも特に支障がないようであるため、横断歩道や横断指導線の設置は検討していない。(熊本警察本部交通規制課)
- 緑のことはあとで内野先生より一言あると思うが、今回は少し植栽が増え、これからも検討しますとの回答があるが、これまでも協議会でいろんなことを議論しているが、何か少し検討、努力されたのかというのを見たいと思っておりそれが必要ではないかと思う。例えば1年後に報告をしてもらい、まだ検討中なのか、ここを増やしましたなど、報告程度であればあまり負担にならないのではと思うが、内野先生はいかがですか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 特に申し上げることはないが、この留意事項で言うと、回答は緑化に努めてまいります、努力しますとの回答が返ってくるが、そのあとどうなったのかというのは我々は知りませんが、そのあとどうなったか担当課で1年後か何か確認はされていますか。それであれば安心しますが。(内野委員：熊本大学名誉教授)
- 現在、市の意見通知後に、実際に施工されているのか確認するというところまではできていない。緑地に限らず大店立地法の届出内容をどこまで確認できるかは分からないが、意見通知後の現場確認については検討したい。(事務局)
- 努めることという表現では努力規定になってしまうので、留意事項という表現もあると思うが、もう少し義務規定のような表現を使っていただくと調査しなくてもやらなければならないとなる。努めることになると、努力してるんだということで逃げ道があるので、行政としても調査する必要があると思う。実際検証するとなると努めるよりももう少し強い義務規定的な表現をお願いしたい。許されるかどうか分からないが行政でご検討していただきたい。(荒井委員：熊本学園大学教授)
- 事務局からは検討するという回答だったが、できましたらたたき案のようなものを作ってもらい、この場で議論できればよいと思う。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 大店立地法で定められた届出事項及び指針で求められている事項に関しては、法規定になるので当然実行してもらわなければならないが、緑化に関してはあくまで努力義務という規定になっているので、努めること以上の表現は難しいと考えている。(事務局)
- 事務局から話があったように条例上は努力義務である。学識者から提案のあった義務規定的な表現を求めることができるかどうかについては、大店立地法上、この協議会の中で合意することが効力を持つようにできるのであれば、それは条例の趣旨から外れるものにはならないのではないかと思う。(環境共生課)

- 緑化についてどの程度努力されたかを1年後確認するとしたらどこが担当になるのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 今回は建築の確認に伴って緑化協議が行われている。条例で定められているのはあくまでも協議までで、その後のフォローをする制度にはなっていない。景観面の配慮からどう考えるかなども考えると開発景観課の考え等もあるので、その後のフォローをしていくとなるとこの協議会として行っていくべきものかと思う。(環境共生課)
- 先ほど事務局から説明があった通り、大店立地法の所管課である商業金融課にて、事後の目視確認や口頭のできるのであれば検討し、以後の協議会で報告したい。(会長)

【総括】

本件について、市の意見はなし。ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。